

基本計画書

基本計画書										
事項		記入欄						備考		
計画の区分		短期大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ 設置者		ガッコウホウジン サンヨウガクエン 学校法人 山陽学園								
フリガナ 大学の名称		サンヨウガクエンタンキダイガク 山陽学園短期大学								
大学本部の位置		岡山県岡山市中区平井一丁目14番1号								
大学の目的		本学は、明治19年の学園創立以来一貫して培われた「愛と奉仕の精神」を基礎とし、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに主として健康と栄養およびこどもの育成に関する専門的な理論と実際を教授研究し、教養の高い社会人を育成する。教科の履修内容によって教育職員、栄養士および保育士を育成し、社会に貢献することを目的とする。								
新設学部等の目的		令和8年度から、健康栄養学科の入学定員80人を70人に、こども育成学科の入学定員100人を80人にそれぞれ変更し、入学定員充足率の適正化を図る。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	
		年	人	年次人	人	短期大学士 (健康栄養)	家政関係	年月 第 年次		
新設学部等の概要	健康栄養学科	2	70 (80)	—	140 (160)	短期大学士 (健康栄養)	家政関係	令和8年4月 第1年次	岡山県岡山市中区 平井一丁目14番1号	
	こども育成学科	2	80 (100)	—	160 (200)	短期大学士 (こども育成)	教育学・保育学 関係	令和8年4月 第1年次		
	計		150 (180)	—	300 (360)			同上		
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、 名稱の変更等)										
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	科目	科目	科目		単位
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)		
		教授	准教授	講師	助教	計				
新	健康栄養学科	4人 (4)	0人 (0)	1人 (1)	1人 (1)	6人 (6)	3人 (3)	0人 (0)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 4人	
		a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	3 (3)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	5 (5)			
		b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
		小計（a～b）	3 (3)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	5 (5)			
		c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
		d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)			
計（a～d）	4 (4)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	6 (6)					
設	こども育成学科	3人 (3)	5人 (5)	3人 (3)	0人 (0)	11人 (11)	0 (0)	0 (0)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人	
		a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	3 (3)	5 (5)	3 (3)	0 (0)	11 (11)			
		b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
		小計（a～b）	3 (3)	5 (5)	3 (3)	0 (0)	11 (11)			
		c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
		d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）	3 (3)	5 (5)	3 (3)	0 (0)	11 (11)					
分	計	7 (7)	5 (5)	4 (4)	1 (1)	17 (17)	3 (3)	0 (0)		

既	該当なし	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数〇〇人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	小計（a～b）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
設	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	計（a～d）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	該当なし	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数〇〇人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
分	小計（a～b）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	計（a～d）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	計	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
合 計		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
職 種		専 属		その他の			計			
事 務 職 員		7人 (7)		0人 (0)			7人 (7)			
技 術 職 員		0 (0)		1 (1)			1 (1)			
図 書 館 職 員		1 (1)		0 (0)			1 (1)			
そ の 他 の 職 員		0 (0)		1 (1)			1 (1)			
指 導 補 助 者		0 (0)		1 (1)			1 (1)			
計		8 (8)		3 (3)			11 (11)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計	山陽学園大学(必要面積9,000m ²)と共用(収容定員:900人)			
	校 舎 敷 地	0m ²	41,993m ²	0m ²		41,993m ²				
	そ の 他	0m ²	15,985.92m ²	0m ²		15,988.92m ²				
合 計		0m ²	57,978.92m ²	0m ²		57,978.92m ²	山陽学園大学(必要面積:10,444.1m ²)と共用			
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計				
		3,776.72m ² (3,776.72m ²)	9,474.24m ² (9,474.24m ²)	6,408.76m ² (6,408.76m ²)		19,659.72m ² (19,659.72m ²)				
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室	室	教 員 研 究 室	室					
図 書 ・ 設 備	図書		学術雑誌			機械・器具	標本			
	新設学部等の名称		〔うち外国書〕冊	〔うち外国書〕冊	〔うち外国書〕種	〔うち外国書〕冊	〔うち外国書〕冊			
	計		〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕			
	スポーツ施設等		m ²		m ²	m ²	m ²			

経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		教員1人当たり研究費等		250千円	250千円						
	共同研究費等			0千円	0千円						
	図書購入費	2,520千円		2,520千円	2,520千円						
	設備購入費	2,318千円		1,517千円	1,517千円						
	学生1人当たり 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		1,120千円		870千円	千円	千円	千円	千円	千円		
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、雑収入等									
既設大学等の状況	大学等の名称	山陽学園大学									
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地		
	総合人間学部 言語文化学科	4	60	5	250	学士（人文学）	0.62	平成21年度	岡山県岡山市中区平井一丁目14番1号		
	総合人間学部 ビジネス心理学科	4	30	5	130	学士（ビジネス心理学）	1.04	平成21年度			
	地域マネジメント学部 地域マネジメント学科	4	50	—	200	学士（地域マネジメント学）	0.70	平成30年度			
	看護学部 看護学科	4	78	4	320	学士（看護学）	0.90	平成21年度			
既設大学等の状況	看護学研究科 看護学専攻	2	6	—	12	修士（看護学）	0.58	平成25年度			
	大学等の名称	山陽学園短期大学									
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地		
	健康栄養学科	2	80	0	160	短期大学士（健康栄養学）	0.88	平成3年度	岡山県岡山市中区平井一丁目14番1号		
	こども育成学科	2	100	0	200	短期大学士（こども育成学）	0.99	昭和47年度			
附属施設の概要											

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとすること。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人山陽学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
山陽学園大学				山陽学園大学				
総合人間学部		3年次		総合人間学部		3年次		
言語文化学科	60	5	250	言語文化学科	60	5	250	
		3年次				3年次		
ビジネス心理学科	30	5	130	ビジネス心理学科	30	5	130	
地域マネジメント学部				地域マネジメント学部				
地域マネジメント学科	50	–	200	地域マネジメント学科	50	–	200	
看護学部				看護学部				
看護学科	78	4	320	看護学科	78	4	320	
	3年次				3年次			
計	218	14	900	計	218	14	900	
山陽学園大学大学院				山陽学園大学大学院				
看護学研究科	6	–	12	看護学研究科	6	–	12	
	–				–			
計	–			計	6	–	12	
山陽学園短期大学				山陽学園短期大学				
健康栄養学科	80	–	160	健康栄養学科	70	–	140	定員変更(△10)
こども育成学科	100	–	200	こども育成学科	80	–	160	定員変更(△20)
	–				–			
計	180	–	360	計	150	–	300	

校地校舎等の図面

①都道府県内における位置関係の図面

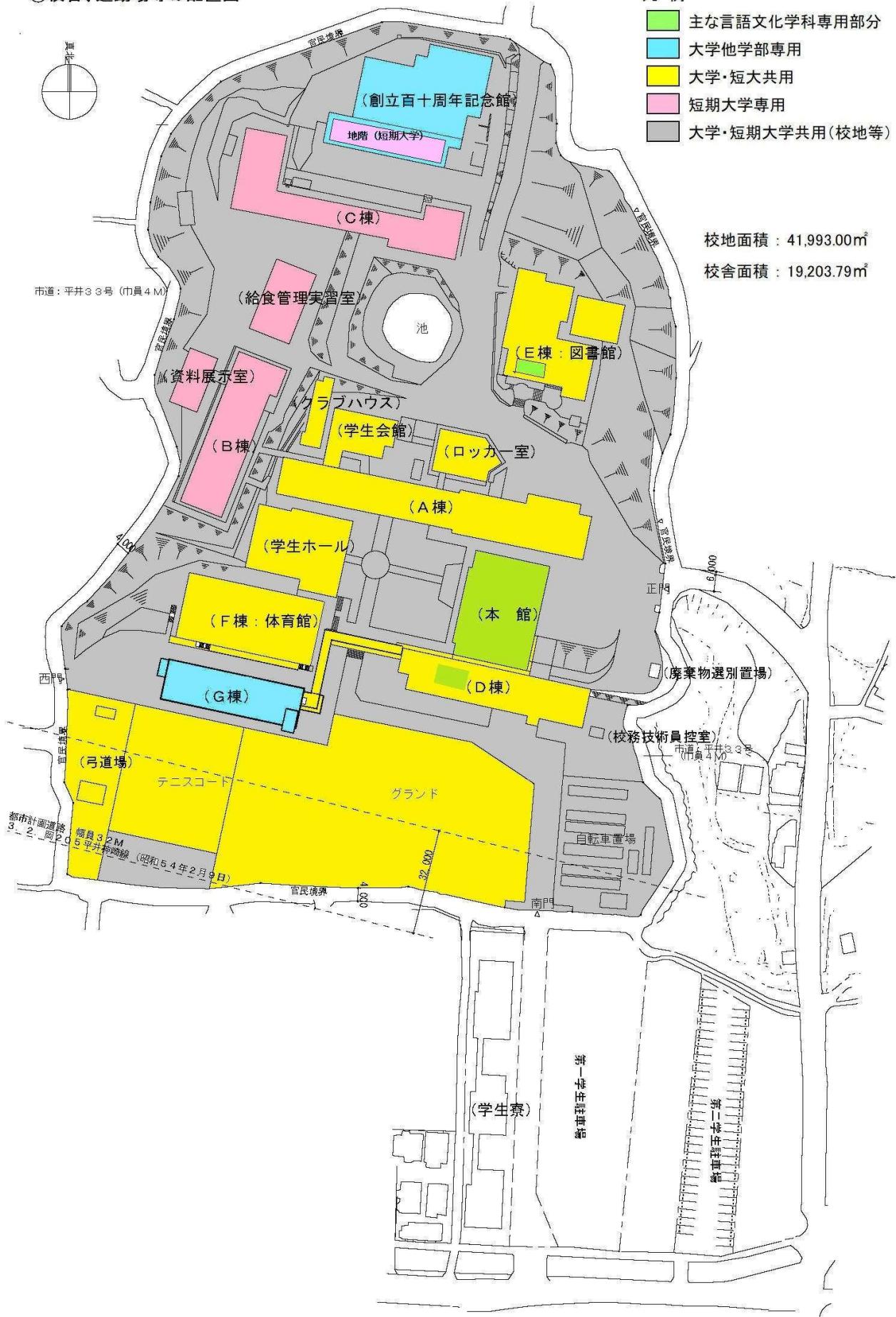


②最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



JR 岡山駅から学園まで直行バスで 20 分 (路線バスは 25 分) 約 5 km

③校舎、運動場等の配置図



令和8年4月施行

山陽学園短期大学学則

学校法人

山陽学園

山陽学園短期大学学則

第1章 総 則

第1条 本学は、明治19年の学園創立以来一貫して培われた愛と奉仕の精神を基礎とし、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに主として健康と栄養および子どもの育成に関する専門的な理論と実際を教授研究し、教養の高い社会人を育成する。教科の履修内容によって教育職員、栄養士および保育士を育成し、社会に貢献することを目的とする。

② 健康栄養学科は、健康と栄養に関する専門的な知識と技能を身につけ、食を通して地域の健康づくりに貢献する栄養士の育成を目的とする。

③ こども育成学科は、豊な感性と専門的な知識、実践的な技能を身につけ、一人ひとりの子どもの生きる喜びと力を育む保育者の育成を目的とする。

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに前条の目的を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 前項の点検および評価の実施について必要な事項は別に定める。

第2章 学科の組織、学生定員および修業年限

第2条 本学において設置する学科、およびその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
健康栄養学科	70	140
こども育成学科	80	160

第3条 本学の修業年限は2年とする。

② 前項の規定にかかわらず、教育上特別の必要があると認められる場合には、前項の修業年限を超えた一定の期間にわたり、計画的に履修すること（以下、「長期履修」という。）を認めることができる。

③ 前項の長期履修については、別に定める。

第3章 学年、学期および休業日

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条 学年を分けて次の二期とする。

前 期 4月1日から9月20日まで

後 期 9月21日から翌年3月31日まで

第6条 本学における休業日を次のとおり定める。

土曜日

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学園創立記念日 10月18日

夏季休業日 8月1日から9月20日まで

冬季休業日 12月25日から翌年1月10日まで

春季休業日 3月11日から3月31日まで

- ② 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。
- ③ 休業日の期間中においても必要な実習その他を課することがある。

第7条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

- ② 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

第4章 教育課程

第8条 本学において開設する授業科目は、一般教育科目および専門教育科目とする。

- ② 各課程における科目および単位数は別表1、2によるほか、学長が、教授会の意見を参考にして、別に定める。

第9条 (削除)

- ② (削除)

第5章 履修の方法、学修の評価、課程修了の認定および卒業

第10条 本学において開設する授業科目はこれを必修および選択科目とし、2か年に分けて履修させるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、長期履修が認められた場合には、2か年以上の期間にわたり、計画的に履修することを認めることができる。

第10条の2 授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

第11条 学生は毎学年の当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- ② 学生が1年間に登録できる単位数の上限を設ける。登録単位数の上限については別に定める。
- ③ 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。

第12条 各授業科目を履修した者には、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

第13条 試験等の時期は、原則として学期末または学年末とするが、各授業科目担当者が必要と認めたときは臨時に行うことができる。

第14条 当該授業科目の履修について年度当初に登録していない者は、試験を受けることはできない。

第15条 病気その他やむを得ない事由により試験に欠席した者は、追試験によって単位の認定を受けることがある。

- ② 試験等において不合格の認定を受けた者は、申し出により再試験を受けることができる。

第16条 試験等の評価は、S・A・B・C・Dをもって表し、C以上を合格とし、Dを不合格とする。

第17条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に修得した単位を次の各号により本学において修得したものとして認定することができる。

1. 短期大学または大学における授業科目の履修により修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）
2. その他文部科学大臣が別に定める学修で本学が大学における授業科目の履修とみなした学修
 - ② 前項の単位の認定は合計30単位を超えない範囲とする。
 - ③ 前2項の単位認定の取扱いについては別に定める。

第18条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する。

- ② 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準による。
 1. 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
 2. 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
 3. 実験、実習および実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

第19条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を30単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

1. 本学と留学に関する協定のある外国の大学または本学の認定する外国の大学等に留学し、修得した単位。
 2. 本学と単位互換に関する協定のある大学等で履修し、修得した単位。
 3. その他文部科学大臣が別に定める学修で本学が大学における授業科目の履修とみなした学修。
- ② 前項の規定は、外国の短期大学または大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項および第20条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- ③ 前2項の単位認定の取扱いについては別に定める。

第20条 本学は、教育上有益と認めるときは、短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が大学教育に相当する水準を有すると認めた教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- ② 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- ③ 前2項の単位認定の取扱いについては別に定める。

第21条 (削除)

第22条 (削除)

第23条 本学健康栄養学科を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の1号から3号により、64単位以上を修得しなければならない。

1. 一般教育科目 13単位以上
 2. 専門教育科目 46単位以上
 3. 一般教育科目または専門教育科目から 5 単位以上
- ② 健康栄養学科において教育職員免許状（栄養教諭二種免許状）を得ようとする者は、前項に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法および同法施行規則に定める科目および単位を修得しなければならない。
- ③ 健康栄養学科において栄養士免許証を得ようとする者は、第1項に規定する卒業の要件を充足し、かつ栄養士法および同法施行規則に規定する科目および単位を修得しなければならない。

第24条 本学こども育成学科を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の1号から3号により、64単位以上を修得しなければならない。

1. 一般教育科目 13単位以上
 2. 専門教育科目 46単位以上
 3. 一般教育科目または専門教育科目から 5 単位以上
- ② こども育成学科において教育職員免許状（幼稚園教諭二種免許状）を得ようとする者は、前項に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法および同法施行規則に定める科目および単位を修得しなければならない。
- ③ こども育成学科において保育士資格を得ようとする者は、第1項に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法および同法施行規則に規定する科目および単位を修得しなければならない。

第25条 本学に2年以上在学して、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、学長が、教授会の意見を参考にして卒業を認定し、卒業証書を授与する。

- ② 前項により卒業した者は、短期大学士と称することができる。

第6章 入学、退学、転学および休学

第26条 入学の時期は毎学年の始めとする。ただし、外国人留学生および帰国子女については、学期の始めとすることができます。

第27条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
3. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
4. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
5. 外国において、高等学校に対応する課程（その修了者が当該外国の学校教育における11年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者
6. 文部科学大臣の指定した者
7. 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
8. 第1号ないし前号に定める者以外で、本学において個別の入学資格審査により、高等

- 学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- ② 前項第7号に定める個別の入学資格審査について必要な事項は別に定める。
- 第28条** 本学に入学を希望する者は、本学所定の書類に入学検定料30,000円を添えて提出しなければならない。
- ② 提出の時期・方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。
- 第29条** 願いにより本学を退学した者または第41条第2号により除籍された者が、再入学を希望するときは、選考のうえ入学を許可することがある。
- ② 前項の場合、退学前に修得した単位の全部または一部を既に修得したものとして認めることがある。この認定は、教授会の意見を参考にして学長が行う。
- ③ 再入学の場合の入学検定料は30,000円とし、その他の必要な手続きは別に定める。
- 第30条** 本学に転入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。
- ② 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱い並びに修学年限については、教授会の意見を参考にして学長が決定する。
- ③ 転入学の場合の入学検定料は30,000円とし、その他の必要な手続きは別に定める。
- 第31条** 本学に入学を許可された者は、指定の期間内に入学金その他の学納金および本学の指定する書類を提出しなければならない。
- ② 前項の手続きを怠った者は入学許可を取り消す。
- 第32条** 入学を許可された者は、保証人を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。
- 第33条** 保証人は学生の在学中のいっさいの事項について責任を持つものとする。
- 第34条** 保証人は、父母または成年の親族もしくはそれに代わる者とし、いずれも独立の生計を営む者とする。
- 第35条** 保証人が変更したとき、転居したときは、直ちに届け出なければならない。
- 第36条** 退学しようとする者は、その理由を詳記し、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を得なければならない。
- 第37条** 他の大学等へ転学を希望する者は、保証人連署のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならない。
- 第38条** 疾病その他やむを得ない事情により2か月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ休学を願い出ることができる。
- ② 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 第39条** 休学の期間は2年を超えることはできない。ただし、特別の事由があると認められた者にあっては、引き続き更に1年まで延長することができる。
- ② 休学の期間は修業年限に通算しない。
- 第40条** 休学期間満了のとき、または休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。
- 第41条** 次の各号の1に該当する者は、教授会の意見を参考にして学長が除籍する。

1. 死亡または行方不明の者
2. 授業料その他の学納金を滞納し、督促を受けても、なお納付しない者

第7章 授業料、入学会費その他の費用

- 第42条** 授業料、入学会費その他の費用は別表3のように定める。
- 第43条** 授業料の納付期は4月と10月の二期とする。ただし、4月に全納することを妨げない。また、特別別の事情がある場合は分納または延納を認めることができる。
- 第44条** 退学もしくは転学した者、退学を命ぜられた者または停学中の者は該当期の授業料全額を納入しなければならない。
- 第45条** 休学期間中は、授業料を免除する。ただし、在籍料として各期60,000円を納入しなければならない。
- 第46条** 既納の授業料等納入金は、理由の如何を問わず還付しない。
- ② 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料等相当額については、当該授業料等を納入していた者の申し出により、これを返還する。
1. 入学を許可するときに授業料等（入学会費を除く。）を納入していた者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料等相当額
 2. 前期分授業料等徴収の際、後期分授業料等を合わせて納入していた者が後期授業開始前に休学又は退学の申し出を行いその許可を得た場合における後期分授業料等相当額
 3. 入学許可をするときに授業料等を納入していた者が、入学後別に定める授業料等の減免措置を受けた場合における当該授業料等減免相当額

第8章 教職員組織

- 第47条** 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他必要な職員をおく。
- ② 本学に副学長をおくことができる。
- 第48条** 教職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。

第9章 教授会

- 第49条** 本学に、教授会を置く。
- 第50条** (削除)
- 第51条** (削除)
- 第52条** (削除)
- 第53条** (削除)
- 第54条** 教授会の運営に関する必要とする事項については、別に定める。

第10章 科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生および帰国子女

- 第55条** 本学において開設する授業科目のうち、1科目または数科目を選んで履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考のうえ、科目等履修生として履修を許可することがある。
- ② 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

第55条の2 本学において、本学専任教員指導のもとに特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、当該学科・専攻の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

② 研究生について、必要な事項は別に定める。

第55条の3 本学において開設する授業科目のうち、1科目または数科目を選んで聴講を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考のうえ、聴講生として聴講を許可することがある。

② 聴講生について、必要な事項は別に定める。

第56条 外国人で本学に入学を希望する者があるときは、学長は教授会の意見を参考にして、外国人留学生として許可することがある。

② 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第57条 外国人留学生以外の者で、外国において相当の期間学校教育を受け、本学に入学を希望する者があるときは、帰国子女として許可することがある。

② 帰国子女について必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

第58条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は、教授会の意見を参考にして表彰する。

第59条 本学の学則に違反した本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は、教授会の意見を参考にして懲戒する。

② 前項の懲戒は、退学、停学および訓告とする。

③ 前項の退学は、次の各号の1に該当する学生に対して行う。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
3. 正当の理由がなくて出席常でない者
4. 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第12章 公開講座

第60条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

第13章 図書館

第61条 本学に図書館を置く。

② 図書館に関し必要な事項は別に定める。

第14章 学生寮およびその他の厚生施設

第62条 本学に学生寮を置く。

② 学生寮に関し必要な事項は別に定める。

第63条 本学に厚生施設として、学生相談室、保健室、食堂等を置く。

② 学生相談室等の運営に関し必要な事項があるときは別に定める。

附 則 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2. 収容定員は学則第 2 条の規定にかかわらず、平成 21 年度は次のとおりとする。

学 科	平成 21 年度
	収容定員
キャリアデザイン学科	100

附 則 1. この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 3 については、平成 22 年度の入学生から適用する。

2. 収容定員は学則第 2 条の規定にかかわらず、平成 22 年度は次のとおりとする。

学 科	平成 22 年度
	収容定員
幼児教育学科	230

附 則 この改正は、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 については、平成 23 年度の入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度の入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の規定は、平成 27 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(平成 28 年 5 月 19 日改正)

附 則 この改正は、平成 29 年 5 月 18 日から施行し、平成 30 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 30 年 3 月 8 日から施行する。ただし、別表 1 の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 及び別表 2 の改正は、令和 2 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、令和 2 年 4 月 2 日から施行し、令和 2 年度前期の授業から適用する。

- 附 則 この改正は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、令和5年4月1日から施行し、令和6年4月1日の入学者から施行する。
- 附 則 この改正は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定は、令和6年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日の入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正については令和8年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度入学生から適用する。
- 附 則 1. この改正は、令和8年4月1日から施行する。
2. 収容定員は学則第2条の規定にかかわらず、令和8年度は次のとおりとする。

学 科	収容定員
健康栄養学科	150
こども育成学科	180

昭和44年4月1日制定	平成4年4月1日改正	平成22年9月16日改正
昭和45年4月1日改正	平成4年5月21日改正	平成22年12月14日改正
昭和46年4月1日改正	平成5年4月1日改正	平成23年9月14日改正
昭和47年4月1日改正	平成5年12月21日改正	平成25年5月21日改正
昭和49年4月1日改正	平成6年4月1日改正	平成26年3月19日改正
昭和50年4月1日改正	平成7年4月1日改正	平成27年3月19日改正
昭和51年4月1日改正	平成7年5月31日改正	平成28年3月11日改正
昭和52年4月1日改正	平成8年3月14日改正	平成28年5月19日改正
昭和53年4月1日改正	平成9年3月18日改正	平成29年5月18日改正
昭和54年4月1日改正	平成9年11月25日改正	平成30年3月8日改正
昭和55年4月1日改正	平成10年4月1日改正	平成30年9月20日改正
昭和56年4月1日改正	平成10年11月27日改正	平成31年3月12日改正
昭和57年4月1日改正	平成11年10月22日改正	令和元年12月17日改正
昭和58年4月1日改正	平成12年12月21日改正	令和2年4月2日改正
昭和59年4月1日改正	平成13年3月19日改正	令和3年3月22日改正
昭和60年4月1日改正	平成14年10月28日改正	令和3年9月13日改正
昭和61年4月1日改正	平成15年3月18日改正	令和3年12月20日改正
昭和62年4月1日改正	平成16年3月17日改正	令和4年12月19日改正
昭和62年12月23日改正	平成17年3月14日改正	令和5年5月22日改正
昭和63年3月25日改正	平成17年9月27日改正	令和5年12月18日改正
平成元年4月1日改正	平成17年12月9日改正	令和6年3月25日改正
平成元年5月23日改正	平成18年12月12日改正	令和6年12月23日改正
平成2年4月1日改正	平成19年12月18日改正	令和7年3月24日改正
平成2年12月21日改正	平成20年12月18日改正	令和7年9月9日改正

平成3年4月1日改正
平成3年10月1日改正

平成21年3月17日改正
平成21年10月5日改正

令和7年12月1日改正
令和7年12月22日改正

■ 別表1 健康栄養学科

授業科目の区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
一般教育科目	知的生き方概論	2		
	倫理学		2	
	歴史		2	
	人間学		2	
	日本語表現法		2	
	日本国憲法		2	教職必修
	社会学		2	
	生活と経済・金融		2	
	生活と科学・技術		2	
	統計学		2	
	心理学		2	
	現代ニュース概論		2	
	社会人入門		1	
	一般教養基礎		1	
	英語表現I		1	教職必修
	英語表現II		1	教職必修
	英語表現III		1	
	英語表現IV		1	
	英語表現V		1	
	スポーツ・健康科学I		1	教職必修
	スポーツ・健康科学II		1	教職必修
	情報リテラシー	1		
	数理・データサイエンス・AI基礎	1		
	計	4	31	
専門教育科目				
	社会生活と健康			
	公衆衛生学		2	栄養士必修
	社会福祉概論		2	栄養士必修
	人体の構造と機能			
	解剖組織学		2	栄養士必修
	栄養生理学		2	栄養士必修
	栄養生理学実験		1	栄養士必修
	運動生理学		2	栄養士必修
	生化学	2		
	生化学実験		1	栄養士必修
	食品と衛生			
	食品学総論	2		
	食品学各論		2	栄養士必修
栄養と健康	食品学実験		1	栄養士必修
	食品衛生学		2	栄養士必修
	食品衛生学実験		1	栄養士必修
	栄養学総論	2		
	栄養学各論		2	栄養士必修
	栄養学実習		1	栄養士必修
	臨床栄養学I	2		
	臨床栄養学II		2	栄養士必修
	臨床栄養学実習		1	栄養士必修
栄養の指導	栄養指導論I	2		
	栄養指導論II		2	栄養士必修
	栄養指導実習I		1	栄養士必修
	栄養指導実習II		1	栄養士必修
	公衆栄養学		2	栄養士必修

－次頁に続く－

授業科目的区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
給食の運営	給食計画論	2		
	給食実務実習		1	栄養士必修
	給食管理実習Ⅰ		1	栄養士必修
	給食管理実習Ⅱ		1	栄養士必修
	給食総合演習		1	栄養士必修
	給食校外実習		1	栄養士必修
	調理学	2		
	調理学実習		1	栄養士必修
	調理学実験		1	栄養士必修
関連科目				
食関連科目	食料経済		2	
	健康管理概論		2	
	基礎化学		2	
	子どもと食育		1	
	専門演習Ⅰ		2	
	専門演習Ⅱ		1	
フードビジネス科目	フードコーディネート演習		1	
	フードマネジメント演習		2	
教職科目	学校栄養教育論		2	教職必修
	教育の原理と制度		1	教職必修
	教職の意義・職務内容と教育課程		2	教職必修
	教育心理学		1	教職必修
	特別支援教育		1	教職必修
	教育方法論(道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導法を含む)		2	教職必修
	生徒指導・教育相談の理論及び方法		1	教職必修
	事前事後演習		1	教職必修
	栄養教育実習		1	教職必修
	教職実践演習(栄養教諭)		2	教職必修
高大連携科目	高大連携科目		1	
	計	14	65	

■ 別表2 こども育成学科

授業科目的区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
一般教育科目	知的生き方概論	2		
	日本国憲法	2		
	情報リテラシー	1		
	数理・データサイエンス・AI基礎	1		
	一般教養基礎	1		
	キャリアデザインI	2		
	キャリアデザインII		1	
	英語I	1		
	英語II	1		
	英語III		1	
	英語IV		1	
	スポーツ・健康科学I	1		講義・実技 各1単位
	スポーツ・健康科学II	1		
計		13	3	
専門教育科目	ピアノI	1		
	ピアノII	1		
	ピアノIII		1	
	ピアノIV		1	
	子どもの保健I	2		
	子どもの保健II		2	
	子どもの健康と安全		1	保育士必修
	子どもの食と栄養		2	保育士必修
	社会福祉		2	保育士必修
	保育ソーシャルワーク		1	保育士必修
	子ども家庭福祉	2		
	保育原理	2		
	社会的養護I		2	保育士必修
	教職論		2	教職必修、保育士必修
	教育原理	2		
	教育心理学	2		
	子ども家庭支援の心理学	2		
	子どもの理解と保育・教育相談		2	教職必修、保育士必修
	家庭支援論		2	保育士必修
	教育課程総論	2		
	保育内容総論		2	教職必修、保育士必修
保育内容演習	子どもと健康A		1	教職必修、保育士必修
	子どもと健康B		1	教職必修、保育士必修
	子どもと人間関係A		1	教職必修、保育士必修
	子どもと人間関係B		1	教職必修、保育士必修
	子どもと環境		1	教職必修、保育士必修
	子どもと言葉A		1	教職必修、保育士必修
	子どもと言葉B		1	教職必修、保育士必修
	子どもと表現A		1	教職必修、保育士必修
	子どもと表現B(音楽表現)		1	教職必修、保育士必修
	子どもと表現B(造形表現)		1	教職必修、保育士必修
	子どもと表現B(身体表現)		1	教職必修、保育士必修
	保育演習(音楽)		1	
	保育演習(造形)		1	
	保育演習(運動遊び)		1	

一次頁に続く

授業科目の区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
	保育演習(教材製作)		1	
	保育演習(ピアノ)		1	
	子どもと絵本Ⅰ		1	
	子どもと絵本Ⅱ		1	
	社会的養護Ⅱ		1	保育士必修
	乳児保育Ⅰ		2	保育士必修
	乳児保育Ⅱ		1	保育士必修
	特別支援教育・障がい児保育		2	教職必修、保育士必修
	教育方法論		2	教職必修
	保育・教職実践演習(幼稚園)		2	教職必修、保育士必修
	教育実習Ⅰ		1	教職必修
	教育実習Ⅱ		3	教職必修
	教育実習指導		1	教職必修
	保育所実習Ⅰ		2	保育士必修
	施設実習Ⅰ		2	保育士必修
	保育所実習指導Ⅰ		1	保育士必修
	施設実習指導Ⅰ		1	保育士必修
	保育所実習Ⅱ		2	
	施設実習Ⅱ		2	
	保育所実習指導Ⅱ		1	
	施設実習指導Ⅱ		1	
	保育研究		1	
	Sanyo子育てサポート実習		1	
	子どもと食育		1	
	専門演習		2	
	高大連携科目		1	
計		16	71	

保育士資格を得ようとする者は、上記に掲げる授業科目のうち、下記の授業科目の中からあわせて9単位以上を修得しなければならない。

授業科目の区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目	教育方法論		2	
	子どもの保健Ⅱ		2	
	保育演習(音楽)		1	
	保育演習(造形)		1	
	保育演習(運動遊び)		1	
	保育演習(教材製作)		1	
	保育演習(ピアノ)		1	
	子どもと絵本Ⅰ		1	
	子どもと絵本Ⅱ		1	
	ピアノⅠ		1	
	ピアノⅡ		1	
	ピアノⅢ		1	
	ピアノⅣ		1	
	保育所実習Ⅱ		2	
	施設実習Ⅱ		2	
	保育所実習指導Ⅱ		1	
	施設実習指導Ⅱ		1	
	計	0	21	

■ 別表3 授業料、入学金その他の費用

入 学 金	250,000 円		
	年 頓	前 期	後 期
授 業 料	870,000 円	435,000 円	435,000 円

学則の変更事項を記載した書類

変更の事由

健康栄養学科及びこども育成学科の入学定員等を変更するため

変更点

第2条 健康栄養学科及びこども育成学科の学生定員の変更

附則 改正の施行時期の追加

令和8年度における経過措置

変更部分の新旧対照表

新	旧																								
<p>第2条 本学において設置する学科、およびその学生定員は次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学 科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>健康栄養学科</td><td><u>70</u></td><td><u>140</u></td></tr><tr><td>こども育成学科</td><td><u>80</u></td><td><u>160</u></td></tr></tbody></table> <p><u>附 則</u> 1. この改正は令和8年4月1日から施行する。 2. 収容定員は学則第2条の規定にかかわらず、令和8年度は次の通りとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学 科</th><th>収容定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>健康栄養学科</td><td><u>150</u></td></tr><tr><td>こども育成学科</td><td><u>180</u></td></tr></tbody></table>	学 科	入学定員	収容定員	健康栄養学科	<u>70</u>	<u>140</u>	こども育成学科	<u>80</u>	<u>160</u>	学 科	収容定員	健康栄養学科	<u>150</u>	こども育成学科	<u>180</u>	<p>第2条 本学において設置する学科、およびその学生定員は次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学 科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>健康栄養学科</td><td><u>80</u></td><td><u>160</u></td></tr><tr><td>こども育成学科</td><td><u>100</u></td><td><u>200</u></td></tr></tbody></table>	学 科	入学定員	収容定員	健康栄養学科	<u>80</u>	<u>160</u>	こども育成学科	<u>100</u>	<u>200</u>
学 科	入学定員	収容定員																							
健康栄養学科	<u>70</u>	<u>140</u>																							
こども育成学科	<u>80</u>	<u>160</u>																							
学 科	収容定員																								
健康栄養学科	<u>150</u>																								
こども育成学科	<u>180</u>																								
学 科	入学定員	収容定員																							
健康栄養学科	<u>80</u>	<u>160</u>																							
こども育成学科	<u>100</u>	<u>200</u>																							

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1 学則変更（収容定員変更）の内容

山陽学園短期大学健康栄養学科及びこども育成学科は、2026（令和8）年度入学生より入学定員及び収容定員について、下記のとおり変更する。これに伴い短期大学全体の入学定員及び収容定員についても下記のとおり変更する。

学 科	現行		変更後		差	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
健康栄養学科	80	160	70	140	△10	△20
こども育成学科	100	200	80	160	△20	△40
合 計	180	360	150	300	△30	△60

2 学則変更（収容定員変更）の必要性

健康栄養学科では、入学定員 80 名（収容定員 160 名）、また、こども育成学科では、入学定員 100 名（収容定員 200 名）として学生を募集しているが、近年は、入学定員を充足するに至っておらず、2022（令和4）年度以降の入学生は下表のとおりとなっている。

このため、18歳人口の動向、岡山県内進学状況、山陽学園短期大学の入学定員充足率の状況等を踏まえ、適切な財務運営を確立する必要があることから、今回の入学定員の変更と収容定員の変更は必要不可欠であると考える。

学科名	区 分	2022 年度 (令和 4)	2023 年度 (令和 5)	2024 年度 (令和 6)	2025 年度 (令和 7)
健康栄養学科	入学定員	80	80	80	80
	入学者数	57	72	55	44
	充足率	71.3%	90.0%	68.8%	55.0%
こども育成学科	入学定員	100	100	100	100
	入学者数	80	64	78	75
	充足率	80.0%	64.0%	78.0%	75.0%

3 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（1）教育課程の変更内容

今回の学則変更（収容定員変更）に伴う直接的な教育課程、教育方法及び履修指導方法、教員組織の変更はなく、学生への指導や支援等の対応をさらにきめ細かにする。

施設・整備の内容については、他学科及び併設大学との共用も含めて変更はなく、教育研究を行うのに十分な施設・整備等を備えている。

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 収容定員を変更する組織の概要

① 収容定員を変更する組織の概要

山陽学園短期大学健康栄養学科及びこども育成学科は、2026（令和 8）年度入学生より入学定員及び収容定員を下記のとおりとする。

学科	現行		変更後		差	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
健康栄養学科	80	160	70	140	△10	△20
こども育成学科	100	200	80	160	△20	△40
計	180	360	150	300	△30	△60

② 収容定員を変更する組織の特色

山陽学園短期大学の健康栄養学科は、県内の短期大学で唯一の栄養士養成施設として、食を通して地域の健康づくりに貢献する栄養士の育成を目的としており、栄養士資格に加え、栄養教諭や調理師、製菓衛生師、フードコーディネーターの資格取得のための課外指導も充実している。

一方、こども育成学科は、豊かな感性と実践的な技能を持つ保育者の育成を目指しており、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状の取得に加え、中国地方で初めて認定絵本士養成講座を開講するなど、就職に役立つ資格が取得できる講座を開設している。

(2) 人材需要の社会的な動向等

① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

＜健康栄養学科＞

栄養士・管理栄養士は、健康意識の高まりや超高齢社会が進行する中で、食育や予防医学など健康増進の鍵を握る存在として期待されている。

全国の栄養士の需要は、医療・福祉施設だけでなく、食品産業やスポーツ分野など多岐にわたり堅調に推移している。特に、高齢者の低栄養対策や生活習慣病予防における専門的な栄養ケアの重要性が増しており、2024（令和 6）年度の有効求人倍率は 4.39 倍と高い水準を維持している。

岡山県の有効求人倍率は 1.95 倍と全国より低いものの医療・福祉施設を中心として安定した求人状況が見られる。【資料 1】

【資料 1】 栄養士の有効求人倍率

ハローワーク求人統計データ

※公共職業安定所における有効求人数が少ない場合等はデータを非表示としています。

求人賃金（月額）※（）は対前年度差	(令和6年度) ②	有効求人倍率	(令和6年度) ②
全国	22.5 万円 全国 (0.5)		4.39
岡山県	19～22.2 万円 岡山県		1.95

出展：職業情報提供サイト（job tag） 栄養士

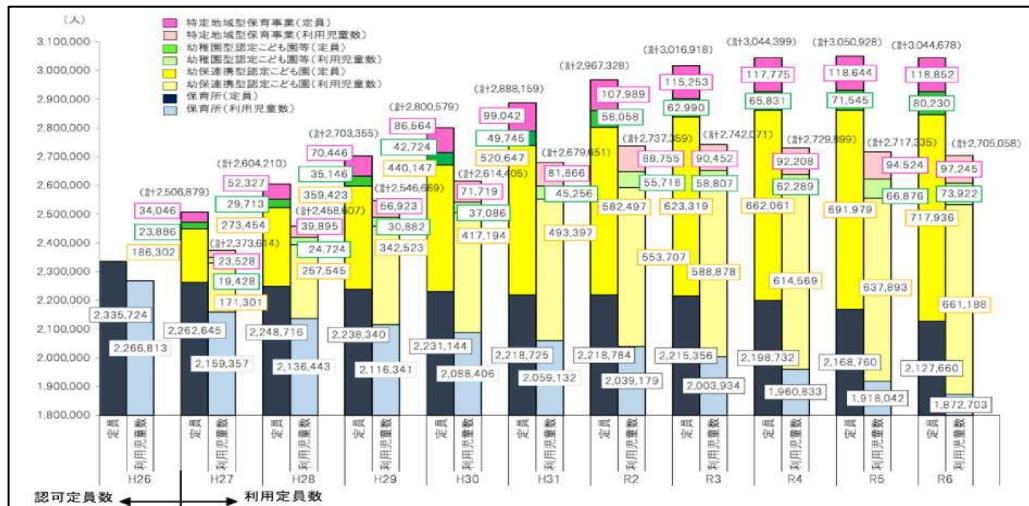
＜こども育成学科＞

全国の保育士及び幼稚園教諭の需要は、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの急増と、それに伴う保育所・認定こども園の整備などにより堅調に拡大している。2024（令和6）年度の有効求人倍率は、3.16倍と高い水準を維持しており、人材不足が慢性的な課題となっている【資料2】【資料3】

岡山県においても、岡山市や倉敷市といった都市部における幼保連携型認定こども園の普及に伴い、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を持つ人材へのニーズが高まっており、有効求人倍率は前年度を上回る3.21倍となっている。【資料3】

また、子どもの預かりや集団活動の指導に留まらず、発達支援や虐待防止、保護者への育児相談といった子育て支援の専門家としての役割が一層求められている。

【資料2】保育所定員数の推移と利用児童数の推移（全国）



出展：こども家庭庁

【資料 3】保育士の有効求人倍率

ハローワーク求人統計データ

※公共職業安定所における有効求人人数が少ない場合等はデータを非表示としています。

求人賃金（月額）※（）は対前年度差	(令和6年度) ①	有効求人倍率	(令和6年度) ①
全国	22.9 万円	全国	3.16
	(0.8)		
岡山県	19.5～22.2 万円	岡山県	3.21

出展：職業情報提供サイト（job tag） 保育士

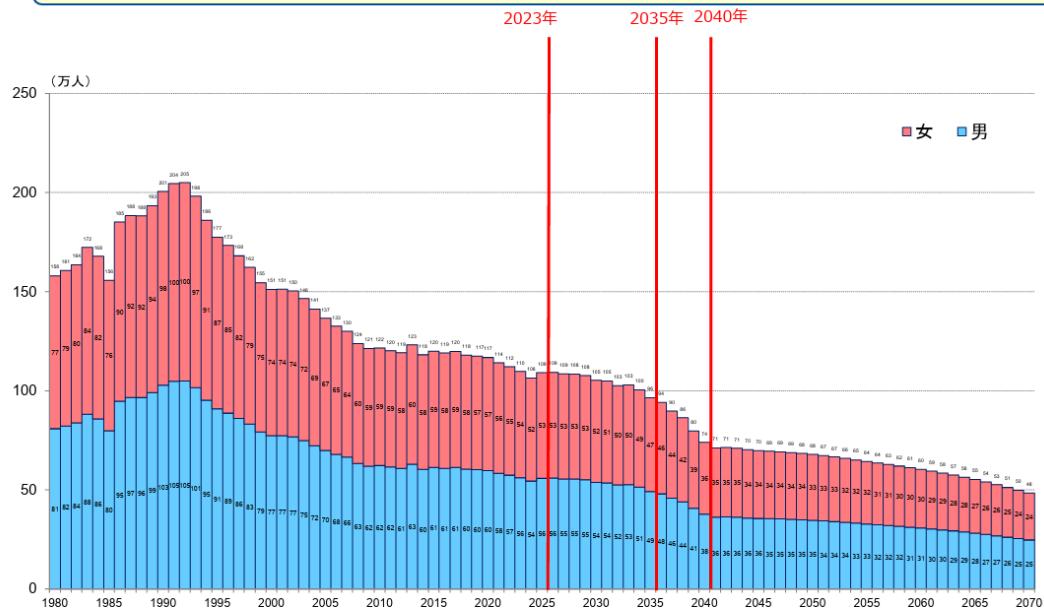
②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

我が国の18歳人口の推移を見ると、2005（平成17）年には約137万人であったものが、現在は約109万人まで減少している。今後、2005（令和17）年には初めて100万人を割って約96万人となり、さらに2040（令和22）年には約74万人にまで減少するという推計もある。【資料4】

【資料4】18歳人口（男女別）の将来推計

18歳人口（男女別）の将来推計

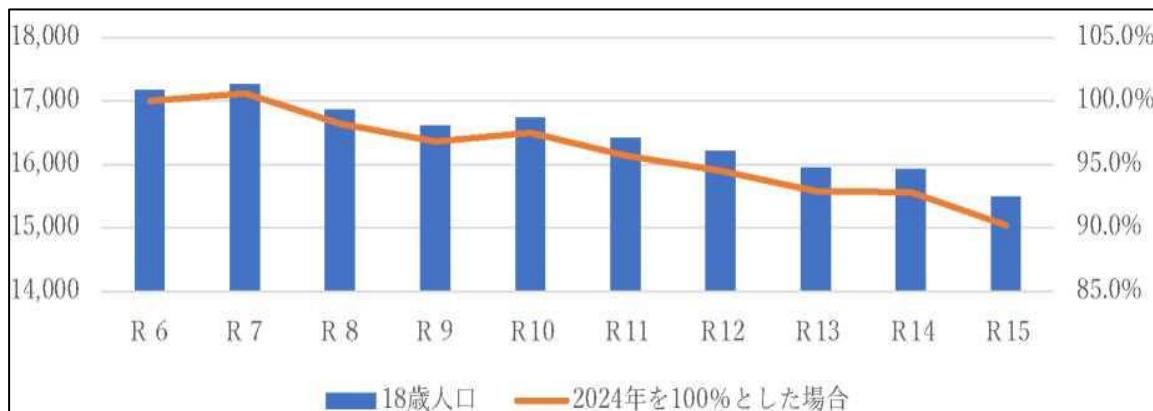
- 我が国の18歳人口の推移を見ると、2005年には約137万人であったものが、現在は約109万人まで減少している。
- 今後、2035年には初めて100万人を割って約96万人となり、さらに2040年には約74万人にまで減少するという推計もある。



（出典）2027年以前は文部科学省「学校基本統計」、
2028年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）（出生低位・死亡低位）」を元に作成

岡山県の18歳人口の推移をみると、2024（令和6）年の17,171人から2033（令和15年）には15,496人まで減少することが予測されている。【資料5】

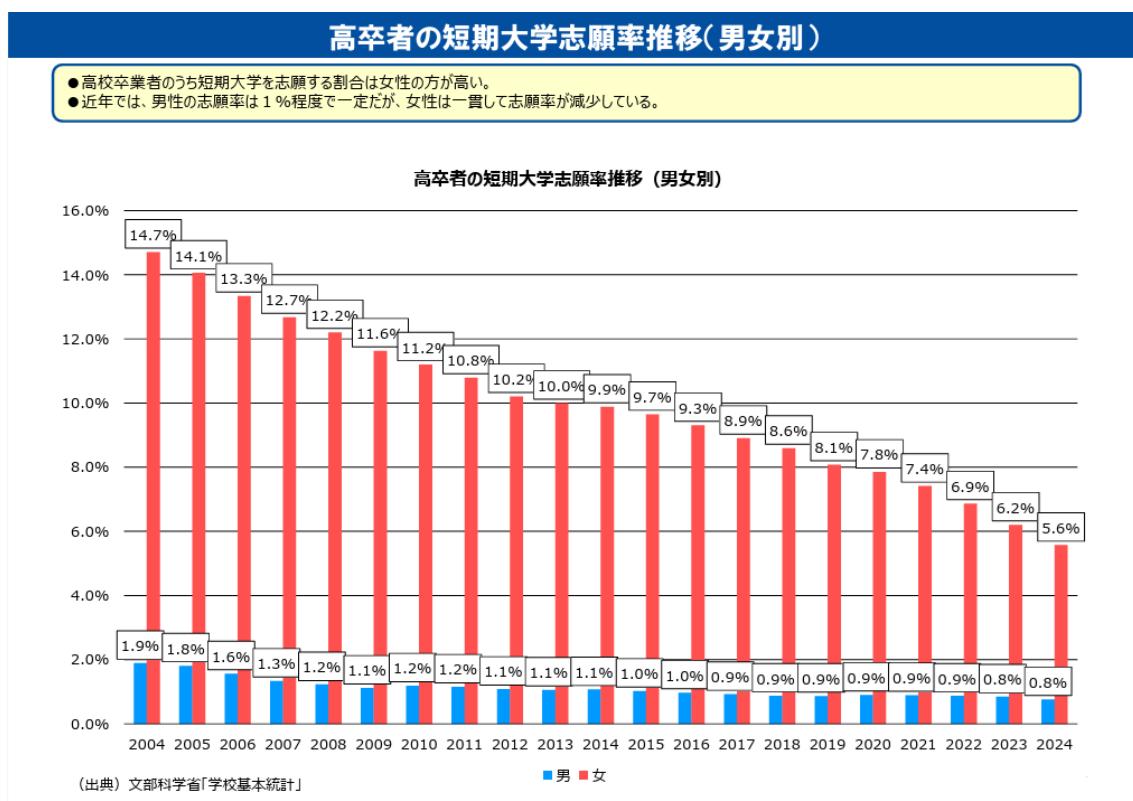
【資料5】岡山県18歳人口予測値の推移



出展：学校基本調査

また、全国の高卒者の短期大学志願率の推移をみると、2004（平成16）年度以降、毎年減少している。【資料6】

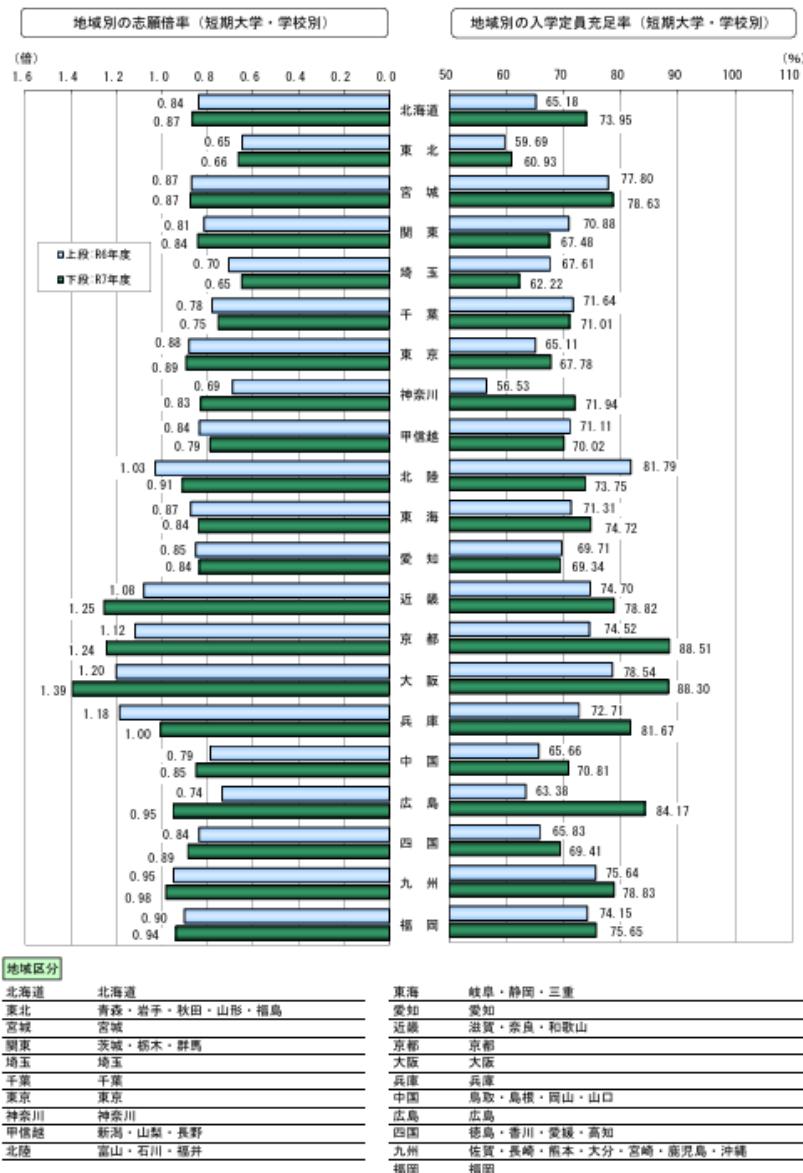
【資料6】男女別高卒者の短期大学志願率推移



出展：学校基本調査

その中で、広島県を除く中国地方では、志願率、入学定員充足率とも 2025（令和 7）年度は 2024（令和 6）年度を上回っている。【資料 7】

【資料 7】短期大学の地域別志願倍率



出展：私立大学・短期大学等 入学志願動向（日本私立学校振興・共済事業団）

③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

山陽学園短期大学では、2025（令和 7）年度の入学者のうち、8割弱が県内の高等学校出身者であるため、オープンキャンパスやインターンシップの実施に加え、栄養・保育系の専門学校等への進学者が多い県内の高校を中心に募集活動を進める。

＜健康栄養学科＞

主に商業科、家政科、農業科などの専門学科を持つ高校への学生募集活動を行う。

県外については、地元に栄養系の受け皿が少ない鳥取県や高知県などを重点地域とする。

＜こども育成学科＞

保育士資格に加え、「認定絵本士」や「認定病児スペシャリスト」といった独自の資格取得に关心が寄せられた高校への募集活動を重点的に行う。

県外については、専門学校志望者層が比較的多い島根県や四国地方などを重点地域とする。

(3) 学生確保の見通し

① 学生確保に向けた具体的な取り組みと見込まれる効果

収容定員を変更する組織における取り組みとその目標

＜健康栄養学科＞

2026（令和8）年度から導入する「フードビジネスコース」の魅力を重点的に発信することで志願者の増加を図る。この取り組みは、高校新卒者に限定しない多様な学生を受け入れるための工夫した募集活動の一環であり、山陽学園中期計画（2022～2026年度）に定める「入学試験志願者数200人以上」の目標達成に貢献すると見込まれる。

また、学科を選ぶ際の魅力を高めるため、教育の質の向上にも注力する。具体的には、栄養士実力認定試験の受験を促したり、給食校外実習の実習先からの評価向上を図ることで、学生の学習意欲を高める。

さらに、栄養教諭を目指す学生に対しては、栄養教育実習や教員採用試験の指導を課外で個別に実施し、調理師や製菓衛生師を目指す学生に対しては、国家試験対策の指導やきめ細かなサポートを徹底する。

これらの取り組みによって学生の満足度を高め、社会から求められる人材を育成することで、地域社会からの信頼を獲得することが期待される。

＜こども育成学科＞

学生確保に向けた具体的な取り組みとして、まず就職に直結する実践的な授業を実施するとともに、「認定絵本士」といった資格取得を促進する。さらに、長期履修制度を活用した3年コースの学生に対しては、そのゆとりの時間を活用して、保育士や幼稚園教諭としてのスキルアップを図るための講座や補講を充実させる。特に、新たな取り組みとして、昨今需要が高まっている「認定病児保育スペシャリスト」の資格取得に向けた講座を実施する。

これらの取り組みにより、学生は実践的なスキルや資格を身につけることができ、専門職への就職率を向上させる効果が見込まれる。また、学生の満足度を高め社会から求められる人材（エッセンシャルワーカー）を育成することにより、地域社会からの信頼を獲得することが期待される。

②競合校の状況分析(立地条件, 養成人材, 教育内容と方法の類似性と定員充足状況)

ア 競合校の選定理由と新設組織との比較分析, 優位性

<健康栄養学科>

短期大学で類似性を有する競合校が存在しないため、定員規模の類似性(入学定員 50~80 人)、学問分野の類似性(家政系)、所在地の類似性(岡山市・倉敷市)、学力層の類似性(いわゆる偏差値 40 前後)の観点から以下の 4 年制大学を競合校に選定した。

競合校は、いずれも管理栄養士養成課程を有しており、その他の資格所得については、くらしき作陽大学が栄養心理サポーター資格と製菓衛生師受験資格を提供しているが、本学の 3 年コースで製菓衛生師受験資格もしくは、調理師受験資格を取得可能である。

また、経済的な負担に関しては、本学が初年度納入金で最も低額であることは言うまでもなく、さらに、本学の長期履修制度を活用した 3 年コースでは、通常 2 年分の学費総額を 3 年間に分割して納入するため、年間あたりの負担が少なくなるのも大きな特長である。【資料 8】

【資料 8】競合校との比較文政 (健康栄養学科)

大学名	学部・学科名	入学定員	2025 (R7) 入学者	初年度 納入金	取得可能資格	教育の特色
山陽学園 短期大学 (岡山市)	健康栄養学科	80	44	2 年コース 112 万円 3 年コース 83 万円	栄養士 栄養教諭免許状(二種) フードコーディネーター(3 級) 社会福祉主事任用資格 製菓衛生師受験資格 (3 年コース) 調理師受験資格 (3 年コース)	人びとを健康・ 幸福にできる 栄養士を育成 します
中国学園 大学 (岡山市)	現代生活学部 人間栄養学科	50	32	125 万円	管理栄養士(受験資格) 栄養士 栄養教諭免許状(一種) 食品衛生管理者 食品衛生監視員 社会福祉主事任用資格	「栄養」と「健康」の プロフェッショナル になる
くらしき 作陽大学 (倉敷市)	食文化学部 栄養学科	80	48	139 万円	管理栄養士(受験資格) 栄養士 栄養教諭免許状(一種) 食品衛生管理者 食品衛生監視員 栄養心理サポーター資格 製菓衛生師受験資格	予防医学を実 践できる管 理栄養士を養成 します

＜こども育成学科＞

私立短期大学で、定員規模の類似性(入学定員 40～100 人)、学問分野の類似性(家政系・教育系)、所在地の類似性(岡山市)、学力層の類似性(いわゆる偏差値 40 前後)の観点から以下の競合校を選定した。

競合校は、保育士および幼稚園教諭の養成課程としての教育内容や方法については、大きな差はなく、取得可能な資格にわずかな違いが見られる程度である。また、本学が先行して導入した長期履修制度の活用による 3 年コースも、2026(令和 8) 年 4 月から採用を予定している。【資料 9】

【資料 9】競合校との比較分析(こども育成学科)

大学名	学部・学科名	入学定員	2025(R7)入学者	初年度納入金	取得可能資格	教育の特色
山陽学園短期大学(岡山市)	こども育成学科	100	75	2 年コース 112 万円 3 年コース 83 万円	保育士資格 幼稚園教諭二種免許状 社会福祉主任用資格 認定絵本士 認定病児保育スペシャリスト	子どもの成長に寄り添える保育者
中国短期大学(岡山市)	保育学科	120	55	104 万円	保育士資格 幼稚園教諭二種免許状 母子支援主任用資格 児童生活支援主任用資格 社会福祉主任用資格 ネイチャーゲームリーダー メンタルヘルス・マネジメント検定 認定絵本士	保育者になるための実践力を高める

イ 競合校の入学志願動向等

＜健康栄養学科＞

競合校となる学科の過去 3 年間の入学志願状況等(志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、定員充足率)は以下のようになっている。【資料 10】

【資料 10】過去 3 年間の入学志願状況等(健康栄養学科)

大学名	学部・学科	志願者数			受験者数			合格者数			入学者数			定員充足率		
		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)												
山陽学園短期大学	健康栄養学科	75	59	45	75	58	45	75	58	45	72	55	44	0.90	0.69	0.55
中国学園大学	現代生活学部 人間栄養学科	56	44	36	54	43	35	47	37	34	43	36	32	0.54	0.45	0.64
くらしき作陽大学	食文化学部 栄養学科	122	73	73	119	69	72	114	69	69	77	45	48	0.96	0.56	0.60

近隣の管理栄養士養成課程を持つ4年制大学も、定員確保に苦戦している。特に2024（令和6）年度は、栄養系の入学志願状況が大きく悪化した。栄養系全体として、18歳人口に対する管理栄養士養成課程の入学定員が多い、いわゆる供給過剰の状態にあるため、どの私立大学も定員充足ができない状況となった。

このため、本学健康栄養学科について、こうした状況に適切に対応できる規模に改めることが必要となっている。

＜こども育成学科＞

競合校となる学科の過去3年間の入学志願状況等（志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、定員充足率）は以下のようになっている。【資料11】

【資料11】過去3年間の入学志願状況等（こども育成学科）

大学名	学部・学科	志願者数			受験者数			合格者数			入学者数			定員充足率		
		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)												
山陽学園 短期大学	こども育成 学科	64	80	81	64	79	79	64	79	79	64	78	75	0.64	0.78	0.75
中国短期 大学	保育学科	92	70	57	92	69	56	91	69	56	84	63	55	0.70	0.53	0.46

県内では、就実短期大学幼児教育学科と美作大学短期大学部幼児教育学科は、2024（令和6）年度から学生募集を停止し、中国短期大学も2025（令和7）年度から入学定員と収容定員を削減した。

その背景としては、保育士のニーズは継続的にあるものの、短期大学の志望者数が大きく減少していることがあると考えられる。

本学こども育成学科は、3年コースの導入などの効果により、2025（令和7）年度において75%の入学定員充足率となっているが、こども育成学科についても、こうした背景を踏まえ、入学定員を適正規模に改めることが必要となっている。

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等（競合校定員未充足の場合のみ）

本学の健康栄養学科とこども育成学科の過去3年間の入学者数の平均は、それぞれ57人、72人である。この平均値を2026（令和8）年度以降の最低限の基準とし、健康栄養学科の入学定員を70人に、こども育成学科の入学定員を80人にそれぞれ変更することで、入学定員充足率100%の実現を目指す。

本学は、3年コースの魅力やメリットと多様な資格取得をアピールすることに加え、健康栄養学科ではフードビジネスコースの導入により、高校新卒者だけでなく新しいターゲットも視野に入れた学生募集活動を進める。これらの取り組みにより、

入学定員充足の可能性は高まると考えられる。

今回の入学定員の変更を契機として、さらに教育・学生支援の質の向上と広報戦略のブラッシュアップを進めることによって、定員の充足は実現可能であると考えている。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

授業料等の学生納付金の設定金額については、今回変更しない。

③先行事例分析

既設組織を縮小して新設組織を設置する場合ではないため、該当なし。

④学生確保に関するアンケート調査

収容定員に係る学則変更の届出であるため、アンケートは実施していない。

⑤人材需要に関するアンケート調査等

収容定員に係る学則変更の届出であるため、アンケートは実施していない。

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

これまで述べてきたように、栄養系及び保育系並びに短期大学の志願者数の減少等を踏まえると、入学定員・収容定員を適正な規模に改める必要がある。

この3年間の入学者数を踏まえて、健康栄養学科は70人、こども育成学科は80人とする。この入学定員・収容定員の変更によって、定員充足率100%の実現を図る。

教員名簿

学長の氏名等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現職 (就任年月)
—	学長	モウリ タケシ 毛利 猛 <令和7年4月>	67	博士 (教育学)	638	山陽学園大学学長 (令和7.4～令和10.3)